

主な審議案件と議決結果

審議案件		議決結果	
条例 2 件	合志市自治基本条例	修正案 原案	修正案否決 原案可決
	合志市民グラウンド条例の一部を改正する条例		原案可決
予算 18 件	平成21年度合志市一般会計補正予算(第5号)ほか17件		原案可決
その他 2 件	菊陽町道路線の承諾ほか1件		原案可決
請願 2 件	外国人地方参政権付与法案提出に反対する意見書採択を要望する請願書		採 択
	後期高齢者医療制度のすみやかな廃止を求める意見書の提出に関する請願書		不採 択
推薦 1 件	合志市農業委員会委員の推薦		議会推薦
議員提出1件	永住外国人に対する地方参政権付与の法制化に反対する意見書		原案可決

賛 否 表

議案第52号	合志市自治基本条例
議案第 2号	平成21年度合志市一般会計補正予算(第5号)
議案第11号	平成22年度合志市一般会計
議案第12号	平成22年度合志市国民健康保険特別会計
議案第14号	平成22年度合志市介護保険特別会計
議案第15号	平成22年度合志市後期高齢者医療特別会計
請願第 1号	外国人地方参政権付与法案提出に反対する意見書採択を要望する請願書
請願第 2号	後期高齢者医療制度のすみやかな廃止を求める意見書の提出に関する請願書
議員提出議案第 1号	永住外国人に対する地方参政権付与の法制化に反対する意見書

議案番号	議席番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
	結果	表決数	濱元幸一郎	青木照美	坂本早苗	辻敏輝	島田敏春	尾方洋直	濱口正晴	坂本武人	吉永健司	神田公司	来海恵子	木場田孝幸	松井美津子	木村祐一	池永幸生	佐々木博幸	今村直登	丸内三千代	松下広美	吉廣満男	東孝助	青木伸一
議案第52号修正案	否決	9:13	●	●	●	●	○	●	●	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	●
議案第52号原案	可決	11:11 (議長裁決)	●	○	○	○	●	○	○	●	●	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第 2号	可決	19:3	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第11号	可決	19:3	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第12号	可決	19:3	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第14号	可決	20:2	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第15号	可決	19:3	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
請願第 1号	採択	14:7	●	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
請願第 2号	不採択	5:17	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議員提出議案第 1号	可決	14:7	●	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※ 起立採決を行ったものに限ります。

○は賛成 ●は反対 △は出席

請 願

一、要旨

鳩山民主党連立政権は現在、永住外国人(韓国・中国など)に「国民固有の権利」である地方参政権を付与する法改正を検討しています。しかし、地方公共団体は安全保障や教育などの国家の在立にかかわる事柄に深く関与しており、我が国への忠誠義務のない外国人に、地方政治に対する発言権を与えることについては慎重に検討されるべきです。特に外国人の人口比の高い地方公共団体では、首長選を左右することになります。そこで、本県議会においても本法案提出の慎重な対応を求める意見書を採択していただきたい。

二、理由

① 偏向教育が強まる恐れがある。
② 領土・安全保障問題が危惧される。
③ 外国人参政権は憲法違反の疑いがある。
以上の課題をもつ法案を拙速に提出することのないよう求めるものです。

ついでに、合志市議会におかれては、国民、市民の懸念を十分考慮して、その思いを国政に届けていただくことを切に願います。

請願第1号

外国人地方参政権付与法案提出に
反対する意見書採択を要望する請願書

◇請願者 代表 山内 新



請願第2号

後期高齢者医療制度のすみやかな廃止を求める
意見書の提出に関する請願書

◇請願者 里崎 公泰



後期高齢者医療制度は国民の厳しい怒りをよび、これも一つの大きな要因となつて総選挙では自公政権が退場することになりました。しかし新しい政権の中心となった民主党は総選挙の公約に後期高齢者医療制度の廃止を掲げながら、この制度の廃止を4年後に先送りしようとしています。

後期高齢者医療制度は75歳以上の高齢者を国保や健保から追い出し、囲い込み①これまで負担のなかった扶養家族を含め一人ひとりから保険料をとりたてる、②受けられる医療を制限し差別する「別立て診療報酬」を設ける、③保険料は年金から天引きし、2年ごとに引き上げる、④保険料を払えない人からは保険証を取り上げる、などというものです。高齢者の医療を差別する(うば捨て)制度そのものであり、すみやかに廃止することが必要です。

(中略)

そもそも病気になるのがちな高齢者の医療については、長年の社会貢献にふさわしく国と企業が十分な財政負担をおこない、高齢者が安心して医療を受けられるようにする必要があります。

以上のことから、この請願を採択し国に対して意見書を提出していただきますよう請願いたします。